

介護職員処遇改善加算

賃金改善を行う 給与の種類	基本給、手当（既存の増額）、賞与
具体的な取組内容	<p>就業規則の見直し</p> <p>賃金項目：基本給、資格手当、賞与</p> <p>方法：キャリアパスを活用し、基本給を昇給も含めて考慮すると同時に資格手当 役職手当処遇改善手当及び一時金を支給。介護職員一人につき37,000円の 賃金改善を行う。</p> <p>上記取組の開始時期：平成24年4月に実施済み</p>

介護職員等特定処遇改善加算

経験・技能のある 介護職員の考え方	<p>会社が指定した日時に勤務（夜勤を含む）でき深夜勤務可能な者とする。なお小規模 事業所等で加算額全体が少額であるため、賃金改善に要する費用の見込額が月額平均 8万円以上または賃金改善後の賃金の見込み額が平均440万円以上は、困難である。 また、賃金改善を行うにあたりこれまで以上に事業所内の階層、役職やそのための能 力処遇を明確化することが必要になるため、規定の整備や研修・実務経験の蓄積など に一定期間を要するため、当面は、均一的な配分は困難である。</p>
賃金改善を行う 職員の範囲	事業所が指定する介護職員（介護職員間における経験・技能に明らかな差が無い場合）
賃金改善を行う 給与の種類	手当（既存の増額）
具体的な取組内容	<p>賃金規程の見直し</p> <p>方法：介護職員に対して、特定処遇改善手当として月額1.5万円程度支給 するとともに介護職員等特定処遇改善加算額が特定処遇改善手当および その法定福利費を下回る場合は、別途特定処遇改善一時金を令和3年3月に 支給する。なお介護職員に対する賃金改善に要する費用の見込み額は 月額1.5万円程度を計画する。</p> <p>上記取組の開始時期：令和1年10月から</p>